

会派民主要望項目一覧

令和3年度6月補正

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(1) 感染状況の公表について</p> <p>検査陽性者の公表にあたっては、感染経路別（「県外訪問」、「県内陽性者の接触者」、「感染経路不明」）の感染者数や割合を東中西部ごとに統計データとして示すなど、身近な市中感染（感染経路不明）の状況を県民にわかりやすく公表すること。</p>	<p>感染経路や年代別感染者数など、県民の感染予防に繋がる統計情報について、個人情報に慎重に配慮しながら、一定期間集計したものを公表することも含め、検討する。</p>
<p>(2) ワクチン接種について</p> <p>① 個別接種の医療機関における時間外経費について</p> <p>キャンセル分のワクチンをなるべく廃棄せず有効に使い切るため、医療機関で時間外勤務が発生した場合の人件費等が勘案されていない。</p> <p>医療機関におけるワクチン接種の時間外経費について、国に対して要望すること。</p>	<p>ワクチンの接種会場となる医療機関に対して市町村からワクチンの接種実績に応じて支払われる接種費用については、国においてその単価が示されているが、時間外や休日に接種を行う場合に接種費用を上乗せする方針が決まったことについて、4月30日付けの国の事務連絡で示されたところであり、関係者に更なる周知を図っていく。</p> <p>（時間外 2,070円 → 2,800円、休日 2,070円 → 4,200円）</p> <p>なお、接種に携わる医師等の確保のための接種単価の引上げについては、これまでも全国知事会を通じて国に対して要望してきたところであり、必要に応じ接種費用の更なる上乗せについて引き続き国に対して要望していく。</p>
<p>② 若年障がい者支援施設におけるクラスター発生防止について</p> <p>変異株クラスターの発生防止のため、高齢者が含まれない障がい者支援施設等の入所者・介護従事者、施設に出入する業者等への優先接種を呼びかけること。</p>	<p>国が示す接種順位が近日中に緩和され、接種を希望する高齢者数を上回るワクチンの供給が得られた場合には、高齢者に対する接種時期であっても、接種順位にかかわらず、高齢者以外の接種対象者にも接種を行うことができるようになる見込みであり、河野規制改革担当大臣も、高齢者への接種の見通しがついた自治体においては高齢者以外の者に独自に優先順位をつけて接種を行うことを容認する考えを示したとの報道もあることから、そうした動きも踏まえ、障がい者支援施設等の入所者等の接種に当たって柔軟な対応を取っていただくよう市町村に対して働きかけていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等										
<p>(3) 県内旅行会社の支援について</p> <p>県内 23 社ある旅行会社（全国旅行業協会加盟）は、売上が前年比 8 割～9 割減となっているなど、存亡の危機に瀕しているが、GoTo トラベルやWeLove キャンペーンは旅行会社に殆ど恩恵がなく、国・県の支援から漏れている状況にある。従業員を抱え、事業主が副業をしているといったケースもあり、これまでに 2 回、県へ要望が行われたが、支援策が講じられていない。</p> <p>国へ経営安定のための直接給付金の支給を求めるとともに、県としても、県内旅行会社への支援や、県内旅行会社の人財を有効に活用できる方策を講じること。</p>	<p>過去 2 回（令和 2 年 4 月 3 0 日、1 2 月 2 2 日）の団体からの要望を受け、県内旅行会社向けの誘客促進補助制度の創設や、WeLove キャンペーンにおいては県内旅行会社が実施する日帰りツアーも対象とした。</p> <p>また、今年 2 月から開始したお楽しみ券応援事業においては、県内旅行会社も対象として前売り旅行券の発行を支援するなど、要望に応じた対策を講じており、5 月臨時補正予算でも同様の事業を実施している。</p> <p><今までの支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ WeLove キャンペーンの対象に県内旅行会社を追加（令和 2 年 1 2 月～） ・ 県内旅行会社向けの誘客促進補助制度（令和 2 年 1 1 月～令和 3 年 2 月） ・ 新型コロナ対策お楽しみ券応援事業（令和 3 年 2 月～） <p>また、県内企業多角化・新展開応援事業において、県内企業が自社の人財や強みを活かして新規事業分野への進出や事業転換、新サービス提供等による売上向上を図る取組支援を実施しているほか、新型コロナによる経営上の影響を受けた事業者を幅広く対象に交付する「コロナ禍打破特別応援金」を創設したところであり、引き続き、現場のご意見を踏まえ観光事業者を応援していく。</p> <p>また、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給のほか、一時支援金や月次支援金等の支援措置など、引き続き必要な対応を国に求めていく。</p> <table border="0"> <tr> <td>【5 月臨時補正】新型コロナから立ち上がる観光支援事業</td> <td>9 0 0, 0 0 0 千円</td> </tr> <tr> <td>【5 月臨時補正】新型コロナ対策お楽しみ券応援事業</td> <td>5 0, 0 0 0 千円</td> </tr> <tr> <td>【5 月臨時補正】コロナ禍打破特別応援金</td> <td>1, 0 0 0, 0 0 0 千円</td> </tr> <tr> <td>【5 月臨時補正】新型コロナ克服特別金融支援事業</td> <td>1 0 7, 4 0 7 千円</td> </tr> <tr> <td>【6 月補正】県内企業多角化・新展開応援事業</td> <td>1 0 0, 0 0 0 千円</td> </tr> </table>	【5 月臨時補正】新型コロナから立ち上がる観光支援事業	9 0 0, 0 0 0 千円	【5 月臨時補正】新型コロナ対策お楽しみ券応援事業	5 0, 0 0 0 千円	【5 月臨時補正】コロナ禍打破特別応援金	1, 0 0 0, 0 0 0 千円	【5 月臨時補正】新型コロナ克服特別金融支援事業	1 0 7, 4 0 7 千円	【6 月補正】県内企業多角化・新展開応援事業	1 0 0, 0 0 0 千円
【5 月臨時補正】新型コロナから立ち上がる観光支援事業	9 0 0, 0 0 0 千円										
【5 月臨時補正】新型コロナ対策お楽しみ券応援事業	5 0, 0 0 0 千円										
【5 月臨時補正】コロナ禍打破特別応援金	1, 0 0 0, 0 0 0 千円										
【5 月臨時補正】新型コロナ克服特別金融支援事業	1 0 7, 4 0 7 千円										
【6 月補正】県内企業多角化・新展開応援事業	1 0 0, 0 0 0 千円										
<p>(4) 文化芸術イベントの映像配信経費に対する支援について</p> <p>芸術活動団体が、新型コロナの感染拡大防止に取り組みながら行うイベント（公演・展示等）については、「アートの灯を守る！とっとりアート支援事業補助金」により、映像配信に係る経費の支援が行われているところであるが、芸術活動団体以外の団体等が開催する芸術文化を含むイベント（生活文化も含む）についても、同様の支援を行うこと。</p>	<p>芸術活動団体だけでなく、文化団体が感染予防に配慮しながら、鳥取県の文化芸術の振興に寄与する活動を行う場合も、当該補助金の要綱を改正し、支援を行うこととする。</p>										

要望項目	左に対する対応方針等
<p>2 性に関する学びの充実について いわゆる「生理の貧困」の問題は、根源から理解する必要がある。性と生殖に関する事柄、特に未だ理解が乏しい“避妊”についての知識、“同意なき性交”、性と生殖に関しての自己決定権の確立なども含め、男女共に深く理解ができるよう“性に関する学び”を学校教育・社会教育の場でさらに充実、徹底させるとともに、保護者たちも視野に入れた幼児期からの性に対する学びを充実させること。</p>	<p>学校現場においては、「性に関する指導」として、「人間の生命、男女のあり方、生き方」といったテーマを、保健体育だけでなく、各教科の特徴や視点を活かしつつ、児童生徒の発達段階に応じた指導を行っていく。</p> <p>学級活動や学校行事などにおいても、医師、看護師、助産師、県警察、DV予防啓発支援員等の専門家に外部講師になっていただきながら、児童生徒の心や性の健康問題の課題解決を図っており、引き続き、性に関する学びの場を充実させていく。</p> <p>また、県立生涯学習センターにおいて、社会教育の場として、健康や社会的課題の理解に役立つ講座等の実施や、鳥取県看護協会の協力を得て「まちの保健室」を開設する予定である。そのほか、鳥取県助産師会への委託による中学生～40歳代への出前講座や電話・メールによる相談の実施や、男女共同参画センターによるセミナー、出前講座の開催など、女性の「こころ」と「からだ」の普及啓発も行っている。</p> <p>今後は性に関する学びの場の提供について、医療・保健関係団体、行政の母子保健担当、高等教育機関等との協力、連携も検討していく。</p> <p>【5月補正】コロナ禍における「生理の貧困」対策事業 3,000千円</p>
<p>3 鳥取県立県民文化会館の修繕について 鳥取県立県民文化会館について、フリースペースの屋根に雨漏りが生じている状況が続いているため、速やかに修繕を行うこと。</p>	<p>県立県民文化会館のフリースペースの屋根の雨漏りについては、令和2年度にイベント実施スペースを中心として、一部対応を行ったところであるが、県民の利用環境改善に向けて残りの部分についても、6月補正での予算化を検討している。</p> <p>【6月補正】県民文化会館利用環境改善事業 50,000千円</p>
<p>4 重症心身障がい児・者の支援について 重症心身障がい児・者について、国事業の重層的支援体制整備事業を活用し、しっかりしたチーム対応を行うこと。</p>	<p>様々な課題を抱える方々への支援については、住民に身近な市町村が早期に課題を把握し、個々の実情に即して包括的な支援を行うことが必要である。</p> <p>県は、市町村の包括的な福祉支援体制整備が円滑に行われるよう、令和2年度から包括的支援体制整備推進員や県内の多分野の専門職等で構成する推進チームを設置し、ノウハウの紹介、具体的課題の助言等、実践的サポートを通じて市町村の取組を後押ししている。</p> <p>重症心身障がい児・者を含む障がい分野や、子ども・高齢・生活困窮などの分野を担当する関係機関がチームとなって対応を行う国の重層的支援体制整備事業についても、このような市町村の取組に資するものであり、当該事業の活用が進むよう市町村と連携していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>5 犬猫愛護について</p> <p>西部における保護犬猫の保護環境が劣悪であることから、早急に改善すること。併せて、可能な限りスピード感を持って愛護センター設置計画を策定するとともに、ボランティアとの連携のためのガイドラインを作成すること。</p>	<p>犬管理所では、収容された動物の健康状態を確認の上、給餌（朝夕2回、幼齢の場合は3回程度）、散歩及びシャンプーを行い、怪我又は病気の場合は、動物病院で治療するなど適正に保護、管理を行っているほか、施設内は朝夕2回及び必要に応じて清掃を行い、感染防止に努めている。</p> <p>しかし、施設では犬と猫を同じ室内で飼養管理(ケージや飼養スペースは分離)しており、感染防御のための隔離部屋がないなどの課題があることから、西部地域に新たな「鳥取県西部犬猫センター（仮称）」の整備を検討しており、令和3年7月に検討委員会を設置し、施設の在り方や運営体制について検討していく。</p> <p>また、動物愛護ボランティアとの連携に係るガイドラインは、ボランティアからいただいた意見を踏まえて、6月上旬には策定が完了する予定である。</p>
<p>6 柿・梨等の霜害予防対策支援について</p> <p>令和3年4月の降霜により、県内各地で柿（新梢の壊死）を中心に多くの被害が出て、被害園では病虫害が発生しやすいことから、防除に要する農薬費の一部を県で支援する等の対応が行われる予定である。</p> <p>霜害予防対策として、改良燃焼法、散水法、送風（防霜ファン）法が、各地で実施されているが、JA、市町村等に対して霜への注意喚起や霜害防止の技術情報のさらなる周知徹底を行うとともに、多くの生産者が被害を未然に防ぎ、収穫に影響が出ないようにするためにも、関係機関と連携し、改良燃焼法等の霜害防止対策経費の支援を行うこと。</p>	<p>「春期における農業技術対策」として、毎年、霜への注意喚起や霜害防止の技術情報について、JA、市町村及び農業改良普及所等を通じて生産者へ周知徹底しており、今後も気象情報等を注視しながら対応していく。</p> <p>また、霜害予防対策として、被害状況や、生産者、農業団体等の意見、要望を踏まえ、防霜ファン等の施設整備支援及び新たな霜害防止資材の実用化調査等、総合的な防霜対策を6月補正予算で検討している。</p> <p>なお、改良燃焼法は既に確立している営農技術であることから、県としては、経費支援ではなく、農業改良普及所による指導会等を通じた技術支援を更に行っていく。</p> <p>【6月補正】柿梨等霜被害総合対策事業 18,500千円</p>
<p>7 教師による性暴力等への対策強化について</p> <p>教育現場で散見される教師によるセクハラや性暴力被害について、県教委が子どもへ直接アンケートを実施して実態を把握し、対策の強化を図ること。</p>	<p>学校現場において、教師による児童生徒へのセクハラや性暴力はあってはならない行為であり、県教育委員会では、「児童・生徒に係るハラスメントの防止等に関する指針」及び「児童・生徒に係るハラスメントの防止のしおり」を作成して学校現場へ周知を図るとともに、相談窓口も設置するなど未然防止に向けた取組を行っている。</p> <p>また、多くの学校現場では、児童生徒の学校生活における様々な悩みや困りごと等を把握するため、定期的にアンケート調査等を行っているところであるが、現在、法制化の検討が進められている「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（案）」においても、児童生徒への性暴力被害の早期発見に向けた定期的な調査等の実施について、明文化が検討されていることから、国の動きも注視しながら、対策強化について検討していく。</p>